

## 弁護士費用一覧

料金はすべて税込(消費税率10%)表示です。

ご依頼内容	サポート内容	料金	
時効援用	内容証明郵便送付	着手金	1社につき 4万4000円
	裁判での主張	着手金	1社につき 6万6000円
	時効完成の確認問い合わせ	着手金	1社につき 1万1000円
任意整理	債権者との間で債務総額や返済総額について話し合いをします	着手金	1社につき 4万4000円
		事務手数料	4万4000円
		報酬金	1社につき 2万2000円 + 減額した債務額の11%
過払金請求	債権者に対して多く支払い過ぎた利息を取り戻す手続きをします	着手金	無料
		報酬金	1社につき 減額した債務額の11% + 取り戻した過払金の27.5% ※1
自己破産	自己破産(同時廃止・個人)	着手金	38万5000円 ※3
		事務手数料	4万4000円
		実費 ※4	3万円
	簡易管財事件(個人)	着手金	46万2000円 ※5
		事務手数料	4万4000円
		実費 ※4	3万円
	個人事業主の場合	管財人への報酬	別途 ※5
		着手金	49万5000円 ~71万5000円
		事務手数料	4万4000円
		実費 ※4	3万円
	法人破産	着手金 ※7	110万円~
			負債総額1億円以下または債権者25社以下の場合 110万円
			負債総額2億円以下または債権者50社以下の場合 165万円
			負債総額3.5億円以下または債権者75社以下の場合 220万円
			負債総額5億円以下または債権者100社以下の場合 275万円
		負債総額7.5億円以下または債権者125社以下の場合 330万円	
負債総額7.5億円を超えるまたは債権者125社を超える場合 別途お見積りさせていただきます			
事務手数料	4万4000円		
実費 ※4	3万円		
管財人への報酬	別途 ※5		
個人再生 ※2	住宅ローン以外の債務を減額し、原則3年で支払いをする手続の申立を裁判所にします	着手金	49万5000円
		事務手数料	4万4000円
		実費 ※4	3万円
		個人再生委員への報酬	15万円 ※6
		住宅資金特別条項を定める場合	上記着手金に加え 11万円
ヤミ金(闇金・やみ金・ヤミ金融)対応	ヤミ金業者に対し、今後支払いをしない旨を連絡します	着手金	1社につき 4万4000円

※1 裁判をせず過払金の取戻が出来た場合は、減額した債務額の11%+取り戻した過払金額の22%とさせていただきます。

※2 財産開示の申立がされた場合など、緊急に対応が必要な場合には、別途費用をいただく場合がございます。

※5 全6回での分割支払いも承っております。

【分割の場合】分割1~5回目:各6万4240円、6回目:6万3800円

※4 ご依頼時または分割金のお支払い時にお預かりさせていただき、過不足があった場合には別途清算させていただきます。

※5 申立後、裁判所より金額が提示されます。

※6 個人再生事件の申立後、履行テストとして個人再生委員へ送金した金額から清算するものであり、15万円を超える部分は、ご依頼者へ返金されます。

※7 別途予納金として裁判所から指示された金額が必要となります。なお、予納金については、消費税はかかりません。子会社・関連会社がある場合も上記区分によります。但し、弁護士の判断より作業量に応じて最低66万円からとすることがあります。

会社と同時に申し立てる会社代表者、取締役等については1名につき49万5000円となります。  
事業資産の保全、従業員や取引先等への説明のため出張する場合、1回あたりの出張手当が別途かかります。  
弁護士:5万5000円、事務員:1名あたり3万3000円

◎報酬は目安であり、実際のご相談の時に具体的な額を見積りさせていただきます。◎